第二条　有機則第二十八条の三の二第四項第一号及び同条第五項第一号に規定する呼吸用保護具（第六項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

２　（略）

３　前項の有機溶剤の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一・二　（略）

三　測定基準第十四条第一項に定めるところにより測定を行った場合　当該測定における有機溶剤の濃度の測定値のうち最大の値

４～７　（略）

（鉛の濃度の測定の方法等）

第四条　鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。）第五十二条の三の二第四項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるものは、個人サンプリング法において用いられる方法とする。

（削る）

２　前項に規定する方法による鉛の濃度の測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法、原子吸光分析方法若しくは誘導結合プラズマ質量分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第五条　鉛則第五十二条の三の二第四項第一号及び同条第五項第一号に規定する呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

２　（略）

３　前項の鉛の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一・二　（略）

三　測定基準第十一条の二第一項に定めるところにより測定を行った場合　当該測定における鉛の濃度の測定値のうち最大の値

４　（略）

（特定化学物質の濃度の測定の方法等）

第七条　特化則第三十六条の三の二第四項第一号ロに規定する厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。次号において「令」という。）別表第三第一号３若しくは６又は同表第二号１、２、５から７まで、８の２から11まで、13、13の２、15から18まで、19、19の４から22まで、23から23の３まで、25、27、27の２、30、31の２、33、34の３若しくは36に掲げる物（次号において「特定個人サンプリング法等対象特化物」という。）の濃度の測定　個人サンプリング法において用いられる方法

第二条　有機則第二十八条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具（第六項において単に「呼吸用保護具」という。）は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

２　（略）

３　前項の有機溶剤の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一・二　（略）

三　前条第二項に定めるところにより測定を行った場合　当該測定における有機溶剤の濃度の測定値のうち最大の値

４～７　（略）

（鉛の濃度の測定の方法等）

第四条　鉛中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。）第五十二条の三の二第四項第一号の規定による測定は、測定基準第十一条第三項において読み替えて準用する測定基準第十条第五項各号に定める方法によらなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、鉛の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一　試料空気の採取は、鉛則第五十二条の三の二第四項柱書に規定する第三管理区分に区分された場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の鉛の濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二　前号の規定による試料採取機器の装着は、同号の作業のうち労働者にばく露される鉛の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数（二以上に限る。）の労働者に対して行うこと。ただし、当該作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空気の採取が行われたときは、この限りでない。

三　試料空気の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が第一号の作業に従事する全時間とすること。

３　前二項に定めるところによる測定は、ろ過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び吸光光度分析方法、原子吸光分析方法若しくは誘導結合プラズマ質量分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法によらなければならない。

第五条　鉛則第五十二条の三の二第四項第一号に規定する呼吸用保護具は、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。

２　（略）

３　前項の鉛の濃度の測定の結果得られた値は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める値とする。

一・二　（略）

三　前条第二項に定めるところにより測定を行った場合　当該測定における鉛の濃度の測定値のうち最大の値

４　（略）

（特定化学物質の濃度の測定の方法等）

第七条　特化則第三十六条の三の二第四項第一号の規定による測定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによらなければならない。

一　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。次号において「令」という。）別表第三第一号３若しくは６又は同表第二号１、２、５から７まで、８の２から11まで、13、13の２、15から18まで、19、19の４から22まで、23から23の３まで、25、27、27の２、30、31の２、33、34の３若しくは36に掲げる物（以下この条において「特定個人サンプリング法対象特化物」という。）の濃度の測定　測定基準第十条第五項各号に定める方法